

改善及び干潟・藻場等の再生に取り組まれています。

近年、沿岸域の工業化、大都市化の進展に伴う工業排水、都市排水、各種廃棄物等の流入により沿岸の漁場環境が悪化しており、漁場としての効用の低下が問題となっているため、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善により、水産資源の生息環境の保全・創造に資することを目的に堆積物の除去や覆砂等による漁場環境の改善が実施されています。

《湖沼における湖辺植生や水生生物の保全・回復のための取組の状況》

湖辺植生維持管理手法確立調査が実施されており、湖沼の水質改善に資するとされる湖辺の植物について、植物の種類、地域条件等を勘案のうえ、有識者等の助言を受けつつ、水質浄化の観点からの湖辺の植生の適正な維持管理手法に関するマニュアルが策定されています。

汚濁負荷に関する調査・検討として、人工湖岸等における湖辺植生等を再生・保全する自然再生事業等が実施されています。また、「河川水辺の国勢調査」により湖沼周辺に生息する生物の基礎情報の把握が行われています。

今後の湖沼漁場整備の取組の推進、湖沼の漁業生産量の維持・増大を図るため、魚介類の産卵繁殖場や生育場所の復元・改善等の漁場改善技術の開発が取り組まれています。

《閉鎖性水域に関する調査研究の取組状況（非特定汚染源からの環境負荷に対する調査を含む）》

底生生物の生息環境に影響を及ぼす貧酸素水塊の発生機構や、外海水の内湾への影響、海域での有機物の長期分解性等について調査しています。

湖沼の汚濁負荷収支、汚濁の内部生産のメカニズムの把握による水質評価手法の確立、地域住民にもわかりやすい新たな水質管理目標の検討が実施されています。

平成18年4月に施行された改正湖沼法により、市街地や農地からの流出水対策を推進するために都道府県が策定できることとなった流出水対策推進計画についてモデル計画が策定されています。

平成15年以降、東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾の各湾において、関係省庁と地方公共団体との連携のもと、各湾の再生のための行動計画が策定され、当該計画に基づいた環境モニタリングを含む各種施策が推進されています。

その他関連する施策として、外洋に面した12の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状態を把握するため、海水及び海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、CODについて調査が実施されています。

今後の課題等

21世紀環境立国戦略にも掲げられているように、里海をふまえた施策の展開が必要であり、ハードの整備にとどまらず、コミュニティの活性化まで視野を広げ、第一次産業を生かした地域づくりを進めていくことが必要です。その際、単にいままでの環境基準でよいのかどうかについても、今後の課題として考える必要があります。

個別の施策は展開されていますが、まだまだ各施策の連携が十分に図られていないといえます。今後とも引き続き閉鎖性水域における環境改善の取組について各省間の更なる連携が求められます。

3. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

持続可能な開発を目指し、環境的側面と経済的側面を統合的に向上させることは、21世紀に取り組むべき重要な課題と認識されるようになりました。さらに、環境問題への取組を含め企業の社会的責任を意識する動きが国際的な広がりを見せ、国際標準化機構（ISO）による規格化が始まるなど、消費者、企業など経済の各主体の環境保全意識は向上しています。

一方、個別の商品選択（エコ商品の販売・購入）、環境に配慮した企業に対する投資活動（エコファンド・SRI（社会的責任投資））などを見ると、こうした環境保全意識や取組は、消費者や企業による環境負荷の少ない行動に必ずしも十分には結びついていません。

経済活動において環境問題を解決するためには、市場自体が環境への価値を評価するようになるとともに、こうした価値の変化に対応して、技術や経済活動の仕様・ビジネスモデルの「革新」が起きてくる必要があります。

第三次環境基本計画においては、環境保全の観点からより望ましい経済が実現された社会として「より少ない物質投入・廃棄から、より多くの「価値」が生み出され」「自然のシステム、生態系を尊重しながら、経済的価値を生み出す」ような経済活動を実現することを中長期的な目標としています。

地方公共団体のグリーン購入率、SRIファンド純資産残高は着実に増加しています。ただし、我が国におけるSRI等の環境投資は欧米と比較して極端に少ない状況です。

（参考）「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」分野に関する指標（抄）

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値（特段の注記がなければ年度データ）					環境基本計画上の目標等	
	H14	H15	H16	H17	H18		
環境誘発型ビジネスの市場規模、雇用人数	【市場規模】 （兆円）	-	-	14	14	-	
	【雇用規模】 （万人）	-	-	33	35	-	
地方公共団体、企業、国民におけるグリーン購入実施率	【地方公共団体】 （%）	39	38	42	44	76	
	【上場企業】 （%）	23	29	33	31	-	
	【非上場企業】 （%）	18	22	21	23	-	
	【国民】 （%）	31.3	29.9	-	-	67.9	
主要企業の環境目的投資の割合	【全投資額に占める割合】 （%）	3.7	4.5	3.4	3.2	3.4	
	【取得設備投資額に占める割合】 （%）	1.0	1.1	1.1	-	-	
	【全設備投資額に占める割合】 （%）	1.0	1.0	0.7	0.6	- （H17で終了）	
エコ/SRIファンドの設定数、純資産残高及びその割合	【残高】 （億円）	-	約1,030 （H16年3 月末現 在）	約1,400 （H17年3 月末現 在）	約2,600 （H18年3 月末現 在）	約3,000 （H19年3 月末現 在）	-

重点調査事項：地方公共団体のグリーン購入実施状況

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するに当たり、市場での調達規模が大きい地方公共団体のグリーン購入を促進する観点から、

- a) 地方公共団体のグリーン購入を推進するための関連施策名および概要
- b) 関連施策の進捗状況の課題
- c) グリーン購入法を改正して、地方公共団体にもグリーン購入を義務付けた時の問題点と解決策

について調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

地方公共団体は、国と同様、行政主体としての役割を地域において果たします。特に、それ自体各地で重要な経済主体であることから、調達での環境配慮や地域における各主体間の調整・連携促進などを進めることが求められています。

主な取組状況等

《地方公共団体のグリーン購入を推進するための関連施策の概要と進捗状況》

地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査（平成18年10月～19年3月、環境省）によれば、グリーン購入が進まない要因として、「グリーン購入関連製品は価格が高い」と回答した地方公共団体が市区部で48%、町村部で42.2%にのぼり、「人的余裕がない、担当者の負担増」と回答した地方公共団体が町村部で23.2%ありました。

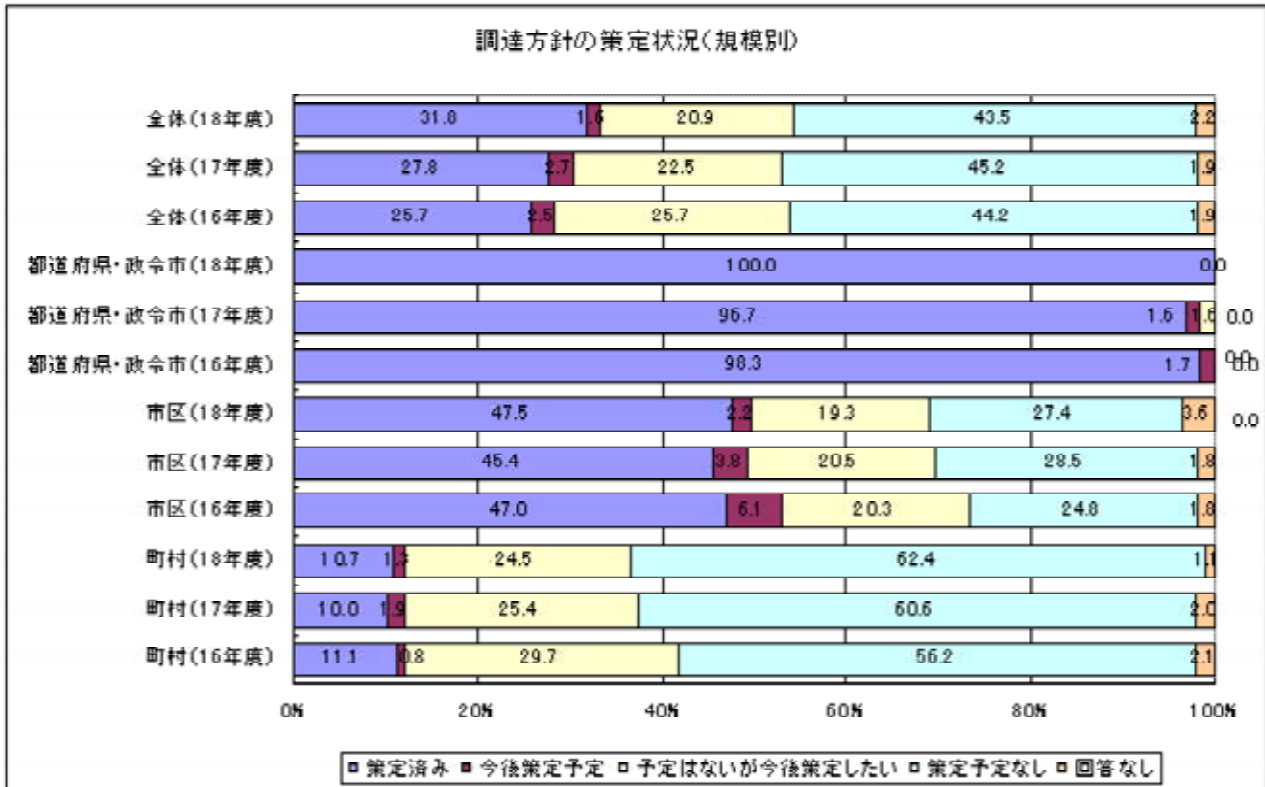
また、地方公共団体のグリーン購入における調達方針の策定状況については、都道府県、政令市はすべて策定しているのに対し、市区、町村になるに従って策定率が低くなっています。

（参考）グリーン購入が進まない要因について

主な障害要因	市区	町村
グリーン購入関連製品は価格が高い	48.0%	42.2%
各課部局の調達のため一括したグリーン購入ができない	40.4%	28.4%
組織としてのグリーン調達に関する意識が低い	30.7%	42.9%
担当者のグリーン調達に関する意識が低い	21.8%	23.8%
グリーン購入を推進した場合の効果が分かりにくい	22.6%	23.2%
人的余裕がない、担当者の負担増	16.4%	23.2%

地方自治体のグリーン購入に関するアンケート調査（平成18年10月～19年3月、環境省）

(参考) 地方公共団体のグリーン購入における調達方針の策定状況について

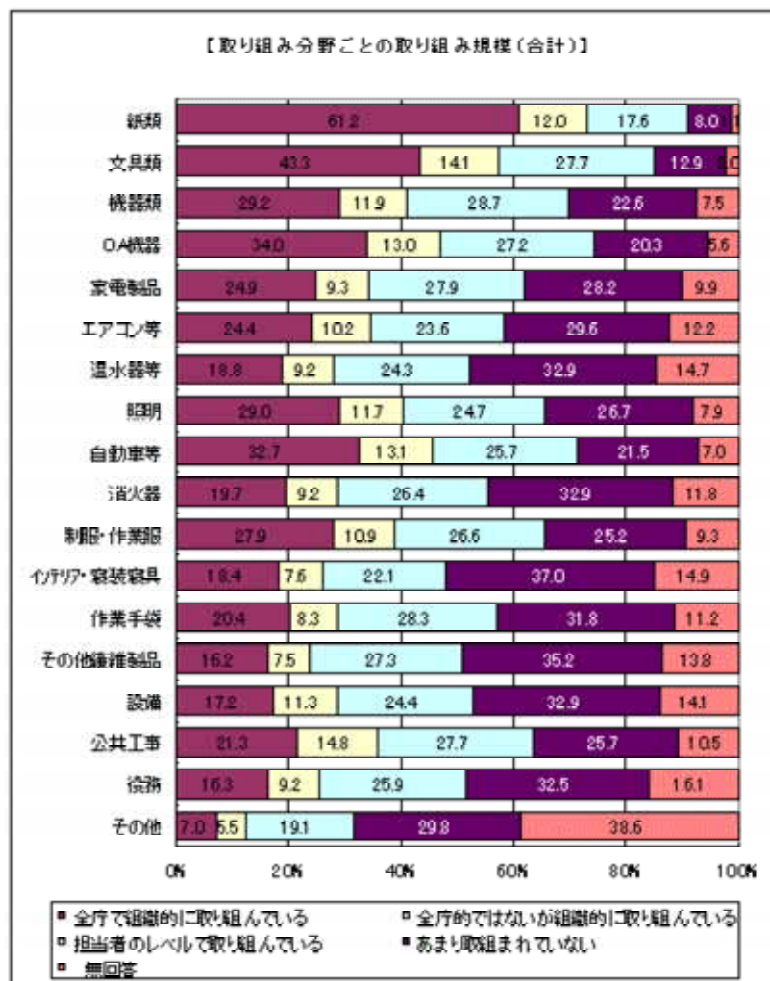


地方自治体のグリーン購入に関するアンケート調査(平成18年10月~19年3月、環境省)

同アンケート調査の結果を踏まえ、中小規模の地方公共団体等におけるグリーン購入の取組の遅れを改善するため、地方公共団体向けのグリーン購入取組ガイドラインが作成されました。このガイドラインは、地方公共団体がグリーン購入を進める上で阻害要因となっている「調達コストの増大」や「担当者負担の増大」といった問題をかんがみ、比較的グリーン購入が定着しており、実施することによりコスト削減につながる物品等についてのグリーン購入の実施を促進するものです。

《グリーン購入法を改正して、地方公共団体にもグリーン購入を義務付けた時の問題点と解決策》

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)では、地方公共団体は、「環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるように努める」とこととされ、努力義務規定となっています。これは、地方公共団体の「調達」が、地方自治の最たるものであり、その地域の自然的・経済的条件に応じて行われるという性質を考慮したためです。現状においても、その基本的考えが踏襲されていますが、環境省や総務省等が連携しながら取組を進めていくことが必要と考えられています。



地方自治体のグリーン購入に関するアンケート調査（平成18年10月～19年3月、環境省）

今後の課題等

未だ組織的にグリーン購入に取り組めていない地方公共団体に対し、作成したガイドライン（案）を利用したケーススタディを行うとされています。この結果を踏まえ、課題を検討し、適宜修正等を加えてガイドラインを完成することとしています。ガイドラインについては、活用しやすく、環境効率等の具体的な情報が盛り込まれたものとなるよう適宜見直しを行っていく必要があります。

地方公共団体のニーズを把握した上で、今後それぞれの地域特性や取組レベルに合った効率的なグリーン購入を働きかけていくことが必要です。また、対象が「全国的に調達可能なもの」となっているため、必ずしもトップランナーの優良な製品が購入できない場合が生じるなど、制度の見直しの余地があります。

物品と比較して、役務の分野はグリーン購入の取組が遅れています。一般競争入札を原則としつつも、環境配慮型の企業であることを契約条件にできるような制度づくりが求められます。

環境省や総務省等が連携し、それぞれ既存の施策体系等を活用するなど工夫しながら、グリーン購入の取組を推進することが必要です。

重点調査事項 : SRI等の環境投資の拡大

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みを構築するため、環境への負荷の少ない事業や、それを実施する企業への投資行動を促進するSRI等の環境投資（融資を含む）が欧米と比較して極端に少ない現状を踏まえ、

- a) わが国におけるSRI等の環境投資が欧米比較して極端に少ないのはなぜか、公的年金基金などの機関投資家の状況を含め、どのように分析されているか
- b) SRI等の環境投資の拡大のための関連施策名およびその概要
- c) 関連施策の進捗状況と課題
- d) 責任投資原則（PRI）に従ってSRI等の環境投資を行うための機関投資家や一般国民への企業の取り組み情報の提供のありかたについてどのように考えているかについて調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

経済活動においては、資金調達は事業展開を左右する要因です。投資行動に環境の価値が反映されるようにする必要があります。

企業の環境に関する情報は、リスク情報や社会的責任（CSR）の遂行状況に関する情報などとして企業の業績に関する情報の一部としてとらえられる動きもあり、環境報告書やCSR報告書等に加え、企業の業績評価とリンクした情報提供の在り方を検討します。

また、環境問題への関心の高い個人投資家など、環境に取り組む企業に投資する意欲の高い層に焦点を当てつつ、幅広い層へのエコファンドやSRI等の環境投資の拡大を図っていくこととされています。

環境に配慮した設備投資や、環境への負荷の少ない製品の開発生産への投資を促進するための取組を進めることとされています。

取組が始まりつつある企業、製品、サービスなどの環境に関わる情報を活用した低利融資制度の普及など、環境投資のための資金調達が円滑に行われるための枠組みの検討を行うこととされています。

企業、製品、サービスなどの環境に関わる情報をもとに安心して投資できる仕組み（スクリーニング手法）づくりを推進し、環境投資の促進を図ることとされています。

主な取組状況等

《わが国におけるSRI等の環境投資が欧米比較して極端に少ない理由》

【参考】

	日本(2007年6月末)	米国(2005年)	英国(2005年)
SRI投資信託	約3,100億円	約21兆円	約5.1兆円
その他のSRI投資	該当データ無し	約253兆円	約123.7兆円
合計	約3,100億円	約274兆円	約128.8兆円

SRI等の投資残高は欧米と比較して少ない状況にあります。定性的な分析としては、過去に実施した調査結果(「社会的責任投資に関する日米英3か国比較調査報告書平成15年6月」)によると、個人投資家の「ファンドについての情報不足」等の懸念が存在していることが理由であるとされています。

定量的な面では、日本におけるSRI等のデータはスクリーニング結果により運用先を決定している個人投資家向けの投資信託だけしかありませんが、欧米のデータはスクリーニング結果により運用先を決定している投資信託以外のデータもあり、これらを合わせた純資産額を比較しているためと考えられます。日本の公的年金などの機関投資家においても、欧米と同様の運用を行っている可能性もありますが、正確な調査結果が入手されていない状況です。したがって、今後、欧米と比較するために、日本における公的年金基金などの機関投資家の投資動向に関する調査を実施する必要があります。

また、米国や英国においてSRI等が普及している主な理由としては、次のようなことが考えられます。

米 国

(確定拠出型年金401Kプランの選択肢としてのSRI金融商品の普及)

- ・ 民間退職者年金における、401Kプランで用意されたSRI投資信託の個人による積極的な選択。
- ・ 401Kにおける、従業員給与からの拠出金及び運用益に対する非課税措置。

(コミュニティ融資の発達)

- ・ 過疎地区や荒廃地区の改善、地域の自然環境の保全を目的とした事業に資金供給する専門金融機関(Community Development Financial Institutions: CDFI)によるコミュニティ融資の発達。
- ・ CDFIに対し、米財務省は独自のファンドを設置。一団体当たり50万ドルの金融支援の提供と組織運営などの技術支援の供与を実施。
- ・ 地域再投資法(CRA法)により、大手銀行などに地域社会向けに投融資を行うことの義務づけと既存の金融機関がCDFI機関に対し資金供給する際の収益に対する税制上の優遇措置。